

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する資料

1 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第27項の改正内容

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する感染症防疫等作業手当の特例（別表第3の支給額について、日額「500円」以内を日額「4,000円」以内に読み替える規定）を廃止する。

別表第3（第12条関係）

種類	支給額
感染症防疫等作業手当	日額 500円 以内

2 廃止する感染症防疫等作業手当の特例の内容、支給要件及び支給額

内容	支給要件	支給額
新型コロナウイルス感染症の感染者を受け入れ、若しくは収容し、若しくは新型コロナウイルス感染症の感染の有無を検査する病院若しくは施設その他これらに準ずる区域として市長が認めるもの（以下「病院等」という。）又は当該病院等への移動時の経路若しくは車内において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに支給	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業で、4時間未満のもの	日額3,000円
	次のいずれかに該当する作業 （1） 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業 （2） 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業で、4時間以上のもの	日額4,000円

3 実施時期

条例の公布日